

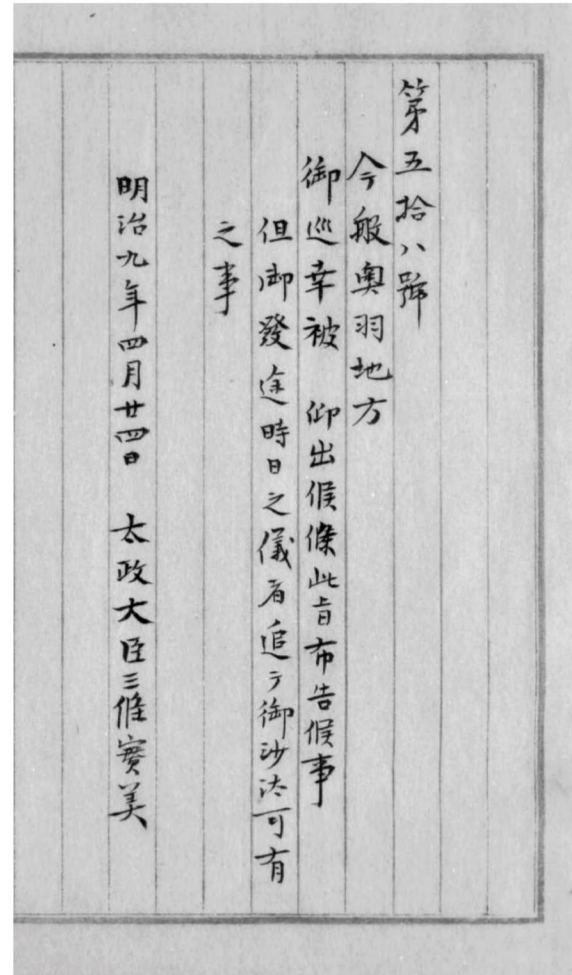
明治天皇巡幸と大久保利通



桑野村への行幸決定

明治9年(1876)4月24日付け太政大臣三条実美名で、明治天皇の奥羽地方巡幸が布告された。当初は郡山学校(現在の金透記念館)への休憩のみであったが、福島県や開成社では、桑野村への行幸を求めて働きかけを行い、「桑野村御休」へと変更された。

福島県では、小池友謙大属や立岩一郎権大属ら6名を「御巡幸事務掛」に任命し、準備に取りかかった。



明治九年四月二十四日御巡幸発令
『巡幸録・東巡録』上巻 国立国会図書館蔵

大久保利通の巡幸先発

明治9年に行われた明治天皇巡幸では、内務卿大久保利通が先発として一足先に各地を視察している。大久保は、行幸先の準備状況の確認を行うと共に、各地方の県政の確認、殖産興業の視察を行った。

同年6月5日に桑野村を訪れた大久保は、村を案内され、開墾地を巡った。

明治政府は、東北地方の開墾と士族授産について考えており、大久保が大槻原開墾地を実際に見たことは、その後の国営安積開墾事業へと繋がっていく。



おおくぼとしみち
大久保利通

出典:国立国会図書館「近代日本人の肖像」
(<https://www.ndl.go.jp/portrait/>)
旧藤原藩士。初代内務卿。

六月五日 月曜日
今朝六字小野新町駅ヲ発ス、三春迄ノ間道路不宣地々峻難アリ、十一字三春江着午飯、十二字二発シ、二字郡山江着、福島県令参事山吉氏当所江出張有之、則桑野村開拓地江案内有之、差越、広大ノ土地開拓之業相成リ、実ニ可見凡百二、三十町有之、桑水田其外樹木モ試験此模様ニテハ成功無疑、人民モ百二十戸位モ移住ノ由、此中央ニ洋室ノ盛大ナル建築有之、三階作ニテ眺望至テ宜シク最風景モ羨ナリ、掛官員ヨリ彼是承リ、帰懇開拓地ヲ廻リ大略ヲ一覽イタシ候

大久保利通日記

『大久保利通日記』(国立国会図書館蔵)より抜粋
読点「、」を加えた。

明治天皇巡幸

明治天皇は、六大巡幸と呼ばれる大規模な地方への行幸(巡幸)を6度行っている。明治天皇の巡幸は、新しい君主である天皇像を人々に周知すること、天皇自身が地理や形勢、人々や風土を視察することが主な目的であった。

六大巡幸の内、明治9年と明治14年(1881)に桑野村への行幸があった。明治9年は、開成館が行在所(宿泊所)として使用され、明治14年は昼食会場として使用された。

明治9年の行幸では、行在所である開成館において、開成社員や開拓功労者が明治天皇に拝謁している。また、大槻原開墾の状況についての問いに、福島県権参事中條政恒が回答した。

明治天皇巡幸の随行から帰京した内務卿大久保利通は、各県の統廃合を行った。明治9年8月21日付けで、若松・磐前・福島県が合併し、現在の福島県となった。



報知新聞 奥羽御巡幸図会
画像提供:福島県立博物館



明治天皇桑野行在所碑 明治天皇駐蹕之處碑
郡山市開成館敷地内、明治天皇桑野行在所碑は、昭和8年(1933)に史跡に指定されたことを記念し、昭和9年(1934)に建立された。現在指定は解除されている。明治天皇駐蹕之處碑は、昭和17年(1942)に開成社の創立70周年を記念して建立された。

(明治九年五月)同月中大久保内務卿、「皇駕ニ先チ来リ、事業ヲ視察セラレ、尋テ、聖上東巡、龍駕ヲ桑野ニ任ケ、開拓ノ業ヲ敬覽アリ、中條大書記官ヲ玉座ノ近ク召出サレ、親シク大小ノ経論ヲ
敬聞ニ達セシメラル、ノ顔色ヲ賜ハレリ、実ニ明治六年本県勇断、開成山ノ草ヲ分ケタルハ、東北地方ヲ開キテ成スノ階梯猶失ト云フモ、敢テ謬言ニ非ル也。嗚呼、業ノ已ニ茲ニ進ムモ、亦僅ニ形体皮膚ヲ造成スルノミ、髓腦心肝未タ齊ハス、動モスレハ得ニ破レントス、之ヲ思ヒ之ヲ思ヒ、未タ醫ヲ開拓ノ難キヲ嘆セスノハ非ル也、」

明治天皇巡幸と内務卿大久保利通
『分纂実録』立岩家文書(郡山市歴史資料館蔵)より抜粋
読点「、」を加えた。()内に補足説明を加えた。

明治九年六月十六日
聖上東巡、開成山ニ行在所ヲ設ケラレ、車駕駐ル、二日皇駕ニ先チ、参議兼内務卿大久保利通氏来リ、此地ノ形勢ト事業ノ願末ヲ視察セラレ、皇駕ニ恩シテ稱賀セラレ、ヤ、頼リニ東北地方ノ開拓ト、士族授産ノコトヲ建議セラレ、其年ノ冬、内務省兼官高畑千鶴、南平ヲシテ陸羽地方勸業ノ景況ヲ視察セシメ、兼テ原野開拓ノ位置ヲトセシム、二氏陸羽地方ヲ視察スルモ得ル所ナシ、帰途福島ニ泊シ、一夜中桑氏ヲ訪ヒ開拓ノ方策ヲ問フ、中桑氏曰ニ大久保卿ノ赤心ヲ知ル、謂フ大業以テ起スヘキ也、機失フ可ラスト、乃チ平生ノ意見ヲ語シテ曰ク、廟堂シテ為スヘクハ我邦内東北ニ如クナシ、東北ヲ指シテ直ク我輩下対面其他ノ原野ヲ開クニ如クナシ、安積郡西ニ大槻原アリ、之ヲ往ケハ水ニ乏カス、東ニ大槻川アリ、之ヲ疏スレバ身相通スヘク、中ニ三森ノ道アリ、之ヲ開ケハ越後ヨリ磐城ニ通スルニ足ル、今現ニ其中央ニ種民所アリ、開成山ト云、君宜ク東地ヲ檢シテ之ヲ安ナラサルヲ証シテ復命セヨト、乃石井貞廉ヲシテ之ヲ導カシム、二氏大ニ喜ビ、実地ヲ檢シ其為スヘキノ形勢ヲ詳カニ復命セリト、

明治天皇巡幸と内務卿大久保利通
『分纂実録』立岩家文書(郡山市歴史資料館蔵)より抜粋
読点「、」を加えた。